

<p>件 名</p>	<p>5 陳情第 1 4 号 指定管理者がする処分に際して、「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」をする義務があることを明らかにするに必要な措置を執ることを求める件</p>
<p>【趣 旨】 指定管理者がする処分に際して、「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」をする義務があることを明らかにするに必要な措置を執ることを求める。</p> <p>【原 因】 1 行政事件訴訟法第 4 6 条に「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」に係る規定がある。 【行政事件訴訟法第 4 6 条（取消訴訟等の提起に関する事項の教示） 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間】 2 瑞穂町の指定管理者が行政処分をする際に、「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」をしていない。</p> <p>【理 由】 1 指定管理者が、瑞穂町と協定を締結している場合は、当該指定管理者は行政庁である。 2 行政庁である指定管理者は、行政事件訴訟法第 4 6 条に基づいて、「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」をする義務がある。</p>	

※原文のまま掲載しています。